

一般貨物自動車運送事業者 各位

中国運輸局鳥取運輸支局長

標準貨物自動車運送約款の一部改正に伴う手続き等について

平素から国土交通行政に対しご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けて、運賃及び料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境整備を図るため、標準貨物自動車運送約款（平成2年国土交通省告示第575号）の一部を改正し、平成29年11月4日から施行することとなりました。

つきましては、本約款の一部改正に伴い、各事業者において必要となる手続き等について下記のとおりお知らせしますので、現在使用している運送約款を確認の上、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、主たる事務所が当支局管内（鳥取県内）以外にある場合は、主たる事務所を管轄する運輸支局での手続きとなりますことを申し添えます。

記

1. 改正告示後の標準貨物自動車運送約款に変更する場合
  - ① 改正告示後の標準貨物自動車運送約款を主たる事務所及び営業所に掲示する。
  - ② 平成29年11月4日から12月4日の間に運賃及び料金の変更届出を行う。
2. 改正告示前の標準貨物自動車運送約款を引き続き使用する場合
  - ① 改正告示前の標準貨物自動車運送約款を使用することについて認可申請を行う。  
（平成29年11月4日までに認可を受けることが必要。（参考：標準処理期間1ヶ月））
  - ② 認可を受けた運送約款を主たる事務所及び営業所に掲示する。
3. 新たに独自に定めた運送約款を使用する場合
  - ① 独自に定めた運送約款を使用することについて認可申請を行う。  
（平成29年11月4日までに認可を受けることが必要。（参考：標準処理期間1ヶ月））
  - ② 認可を受けた運送約款を主たる事務所及び営業所に掲示する。
  - ③ 変更後30日以内に運賃及び料金の変更届出を行う。
4. 認可を受けた独自の運送約款を使用しており、現在の運送約款を引き続き使用する場合  
手続き等は不要。

〔参考資料〕

- 平成29年11月4日よりトラック運送における運賃・料金の収受ルールが変わります
- 適正な運賃・料金収受に向けた方策について
- トラック事業者の皆様に行って頂く手続き等
- 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定（変更）届出様式例

ご不明な点がございましたら、中国運輸局鳥取運輸支局へお問い合わせ下さい。

〔問い合わせ先〕 〒680-0006 鳥取県鳥取市丸山町 224  
中国運輸局鳥取運輸支局 輸送担当  
TEL：0857-22-4120 FAX：0857-22-4140





















＜運賃料金変更届出書の様式例＞  
 (平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙①＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を受受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分 までごとに	○円	○円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

時間	車種別	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
		上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに		1,230円	1,120円	1,360円	1,240円	1,460円	1,330円	1,560円	1,420円	1,710円	1,560円	1,880円	1,710円
時間	車種別	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を 超え2トン を増す車種 ごとに			
		上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに		2,140円	1,950円	2,360円	2,150円	2,460円	2,240円	2,660円	2,420円	200円		180円	

＜運賃料金適用方設定届出の様式例＞  
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

＜別紙②＞

【積込料及び取卸料について】

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4ト ンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【実費負担について】

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業